

電子決済等代行業者との契約締結内容（株式会社マネーフォワード）

株式会社仙台銀行（以下、当行）は、2018年6月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、株式会社マネーフォワード（以下、事業者）との接続における契約内容の一部を公表いたします。

1. 事業者の業務に関し、お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての 当行と事業者との賠償責任の分担に関する事項

- (1) 事業者は、本サービスに関してお客さまに損害が生じたときは、すみやかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償または補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約にしたがい、お客さまに生じた損害を賠償または補償します。
- (2) 事業者は、上記（1）の損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、お客さまに補償を行います。
- (3) 事業者は、上記（1）の損害が、当行の責めに帰すべき事由によるものである場合は、事業者がお客さまに賠償または補償した損害を当行に求償することができます。また、事業者は、上記（1）の損害が当行および事業者双方の責めに帰すべき事由によるものである場合は、当行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上当行と合意した額を求償することができます。
- (4) 上記（1）の損害が、当行または事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、またはいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、当行および事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。

2. 事業者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために 行う措置ならびに事業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置

- (1) 事業者は、お客さまに関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約にしたがって取り扱うものとします。
- (2) 事業者は、お客さまに関する情報を本サービスのためにのみ使用するものとし、本 API による当行への指図の伝達は本サービスの遂行過程のみで行うものとします。
- (3) 事業者は、当行が定める事項の基準にしたがってセキュリティを維持します。

(4) 当行は、事業者のセキュリティが当行の定める基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは事業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは本 API 連携を停止することまたは事業者との契約を解約することができます。

3. 電子決済等代行業再委託者における、電子決済等代行者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置、電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合の当行が行う措置

(1) 事業者は、電子決済等代行業再委託者（以下、再委託者という）に対し、事業者が当行に負う義務と同等の義務を負わせ、事業者の責任においてこれを遵守させるものとします。

(2) 事業者は、再委託者によるお客さま情報の適正な取扱いおよび安全措置が不十分であると判断した場合、必要に応じて指導または改善を行うことができるものとします。

(3) 当行は、再委託者に(1)の不履行があり、または、事業者が再委託者に対する指導もしくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、事業者に当該再委託者との連鎖接続の停止を求めることができるものとします。

(4) (3)に関して当行は、事業者が相当期間内に当該再委託者との連鎖接続を停止しない場合に、本サービスを制限もしくは停止することができるものとします。